

第 29 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 29 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年2月25日(水)午後2時00分 新城市役所 4階会議室4-2・4-3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河合勝正	議席2番	西郷耕一	議席3番	欠	員	
議席4番	欠	席	議席5番	武川喜久	議席6番	生田智美	
議席7番	片桐彦一	議席8番	竹川正文	議席9番	森本逸男		
議席10番	欠	席	議席11番	欠	席	議席12番	小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山元晃

書 記 近藤由幸 美澤藍 小出千恵子 松井亜詠

加藤良一 豊田比呂子

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中8名です。定足数に達しております。第29回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。
7番委員、8番委員 にお願います。

議長

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

それでは、第140号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転6件、地上権設定1件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

事務局

申請番号1番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。本案件は、所有者の財産の任意売却のため、以前から借りて耕作していた譲受人に農地を売買するものです。
農業従事者は、本人・妻及び市内に居住する妹及び、■■市在住の孫を予定しており、農作業歴は本人と妻が共に20年、年間従事予定日数は200日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。譲受人と妻は高齢ですが、10年前から手伝っている妹と、4年前から手伝っている孫が今後もサポートしていきます。また農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で45分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,032.00㎡です。権利取得後は、ぶどう・さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は41年・21年、年間従事予定日数は共に150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は20,810.00㎡です。権利取得後は、梅・渋柿・野菜類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・妻・娘婿がおり、農作業歴は32年・25年・5年、年間従事予定日数は300日・300日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は11,576.76㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・母がおり、農作業歴は0年・30年、年間従事予定日数は100日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で30分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は922.00㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人・妻・父・母がおり、農作業歴は40年・30年・70年・60年で、年間従事予定日数は300日・60日・30日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分

の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は57,761.72.00㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号6番

地上権者が、申請地の法面に営農型の太陽光発電設備を設置するために3年間の地上権の設定をするものです。農地の所有者は水稻を作付けしています。この案件は平成26年3月18日の許可依頼、3年ずつ更新を行っているものになります。農地法第3条による地上権の設定につきましては、申請地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障が生じる恐れがない場合に認められるものであり、現地調査などの結果、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号7番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、本人がおり、農作業歴は別荘敷地の一部を家庭菜園として耕作していることから2年で、年間従事予定日数は100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の農作業の拠点となる別荘から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題ははありません。取得後の経営予定面積は224.00㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上、申請番号1番から7番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。第140号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

農業委員

申請番号1番についてですが、譲受人は高齢であるものの、事前審査会に出席された際には、まだまだ体は動けるように思いました。■■町に住んでおり、通作距離があると思われるかと思いますが、以前から借りて耕作しており取得される話に至ったそうです。

議長

この方は、農機具を持っていないとのことですがよろしいでしょうか。

■■委員

近くに妹が住んでおり、その方が一緒に農業され、農機具も借りるそうです。

議長

なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

その他の質問はないようです。それでは、採決をとりたいと思います。第140号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第141号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第141号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計5件です。議案書には、使用貸借権設定3件とありますが、他法令調整の都市計画法について手間とっており、今回は保留となりました。議案書6ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号1番。

借人は、平成26年から営農型発電設備を設置して発電収入を得ています。下部の農地では、貸人が水稲を栽培しております。

今般の一時転用の許可期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業と水稲栽培を継続するために更新申請をするものです。

現在の農地状況については別図をご覧ください。稲刈り済となります。

それでは立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の上段、「農用地区域内農地」に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないもの」に該当しますので農用地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてです。平成26年に営農型発電設備設置済で、資金計画は復元費用も含まれたものとなり、全額自己資金で賄う予定です。残高証明書も添付されており、事業資金は確保されています。

当初計画と変わらず水稲栽培を行う予定です。

今年提出された栽培報告書では、当該地で10aあたり501kgを収穫したとありました。

令和6年度の新都市の水稲収穫平均は10aあたり498kgであり、この平均単収8割は398.4kgとなるため、基準値を超えております。今後の営農計画においても、地域平均の8割以上を収穫が見込まれると知見者からの意見が付されております。以上のことから営農型発電の転用ガイドラインの基準を満たしているものと判断します。

水稲栽培の経歴も長く、営農型と水稲栽培の事業も12年目を終え、従前と変わらぬ利用と栽培方法予定となるため、排水方法に・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。

申請番号2番。

使用貸借の権利設定し、田畑転換を目的とした嵩上げ農地改良工事を行うものです。当該農地は農道や道路から低い位置にあり、道路面を基準として盛土を行います。農地復元後は栗と梅を植栽予定です。

立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の上段、「農用地区域内農地」に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないもの」に該当しますので農用地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。盛土最大1.7m行います。雨水は敷地内への浸透を予定しており、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、今回の盛土工事は盛土規制法の許可を要しないものとなります。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないと思われま。

申請番号3番。

使用貸借の権利設定し、オートキャンプ場事業を行うものです。

立地基準の説明となります。農地区分は、中山間地域における小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、区分表の最下段、第2種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当します。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。盛土切土はなく、整地上で転圧予定です。

給水排水についてですが、簡易トイレについては汲み取り式となります。給水設備はありません。キャンプ場利用者がある場合は、管理人がつき、締め作業としてごみ拾いなどの清掃を行う予定です。雨水については自然浸透となるため、被害防除の措置は適切であると考えます。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないと思われま。

申請番号4番。

保留案件となりました。

申請番号5番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、あぜ板を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じて

いますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番6番。

この案件は転用面積が3,000㎡を越えるため、愛知県農業会議の諮問審議対象となります。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準については、農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たしません。

次に転用許可の一般基準については、残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、集水桝、素掘り側溝、小堤を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との電力受給契約書が添付されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

以上、第141号議案申請番号4番を除く5件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。

議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。それでは採決をとりたいと思います。

議長 第141号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長 つづいて、第142号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び第18条第11項の規定に基づく要請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第142号議案についてご説明します。議案書の8ページをご覧ください。今回、使用貸借権設定32件、賃借権設定10件です。

以前より議案として扱ってきましたが、あらためて、農地中間管理事業について説明をさせていただきます。

まず、農地中間管理事業とは、貸主と借主の間に愛知県農地中間管理機構（新城市では農林業公社しんしろ）が間に入って貸し借りをを行う事業です。

お手元にあります、「農地中間管理事業について」という資料をご覧ください。

こちらに記載されている条件を満たすことで貸し借りができますが、大きな点としては地域計画区域内の農地を地域計画（目標地図）に位置付けられた者へ貸すことが原則となります。

そうはいつでも、地域計画区域外の農地や地域計画区域内であって目標地図に位置付けられていないものであっても条件をみれば貸付を行うことは可能です。

ここからは、地域計画区域内と地域計画区域外の2つに分けてご説明します。

別紙の裏面にあります【地域計画区域内の農地を借りる方（意見聴取）】をご覧ください。

はじめに地域計画区域内の目標地図に位置付けられていないものに貸し付ける場合、

別紙の地域計画区域内の農地をかりる方の条件である、

1. 農業を担う者が不測の事態により営農が困難となり、事後的に地域計画の変更する場合
2. あらかじめ地域計画に基づき貸付先が定められている場合。
3. 一時的に貸し付けを行う場合。

このいずれかに該当し、市町村が地域計画の目標達成に資すると認めた場合、貸付が可能となります。そして、事前に農業委員会の意見を聞く必要があり、地域計画区域内の農地について意見を求めます。

このことを前提に、今回の議案の農地についてご説明します。議案書の9ページをご覧ください。申請番号1番から35番までが地域計画区域内の農地です。

地域計画区域内で目標地図に位置付けられた担い手に貸し付けるのは、申請番号1番と9番、26番、29番から32番です。申請番号33番は10年以上の契約であり、事後的な地域計画の変更が行われる予定です。その他の地域計画区域内の農地については10年未満と短い契約であるため③一時的な貸付を行うものとして整理しています。

続いて、地域計画外の農地に関する議案内容に移ります。別紙の裏面である【地域計画区域外の農地を借りる方（要請）】をご覧ください。

地域計画区域外の農地では、農用地利用の効率化および高度化の促進を図ることであれば、農業委員会の要請によって農地の賃借が可能となります。この場合、市から地域計画に支障がない旨の意見を得る必要があります。この意見を参考に、農業委員会で要請すべきものかどうかを審議していただきたいです。

このことを前提に、今回の議案の農地についてご説明します。議案書の13ページをご覧ください。申請番号35番から42番までの計25筆が地域計画区域外の農地です。

なお、令和8年2月17日付で、市の担当者より「意見なし」の回答を受けています。

以上、申請番号1番から37番の案件について、農用地利用集積等促進計画の基本方針および農地中間管理事業規程に適合しており、賃借権の設定等を行うための要件を満たしていると判断します。

したがって、第142号議案は適当であるとの原案を提案します。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区委員から何か補足等はありませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号17番について、■■委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議長 議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、17番になります。ここで委員には、一時退室をお願いします。

(委員退室)

議長 ■■委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。

議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議長	つづいて、第 143 号議案の土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加申し出に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案書 15 ページをご覧ください。 第 143 号議案「土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加申し出に対する意見の決定についてです。</p> <p>資料については、別紙第 143 号議案 資料をご覧ください。</p> <p>地権者 6 名より、塩瀬地区の土地改良事業に参加するため、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく申出がありました。</p> <p>通常、土地改良事業の参加資格は耕作者にありますが、賃借権が結ばれた農地などについては、地権者が土地改良事業に参加したいという申出を農業委員会に行い、農業委員会が承認することで土地改良事業への参加資格を耕作者から地権者に交替することができるというものになります。 本市ではトラブル防止といった観点から、地権者が土地改良事業に参加する事務手続きをとっております。</p> <p>表の右側、旧資格者が現在の耕作者、表の左側、新資格者が地権者です。</p> <p>参考として各地権者から申出のあった土地について、航空写真に当該土地の枠塗をした資料を添付いたしております。 県営事業であり、田んぼの圃場整備と区画整理を予定しております。 聞いている話ですと、地権者、耕作者ともに話をした上で、本申出に至っているとのことであるため、支障はないものと思われることから、第 143 号議案につきましては、承認するを原案といたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。ただいまから、質疑に入りますが、本議案について■■委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、ここで委員には一時退室をお願いします。 (委員退室)
議長	本議案について発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 143 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明。)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

推進委員	<p>目標地図を作成し（担い手集積に力を入れていくわけですが）、報告第1の農地法第3条の届出についてですが、斡旋希望「なし」だけでは、市外に住んでいる方などが、相続により取得後、どのように管理をされていくのかがわからない為、希望なしの理由を記入いただけるとありがたいですがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>例えば、利用権設定をされているとか売買が決まっているなどがありましたら記入いただきたいですね。</p>
事務局	<p>貴重な意見をありがとうございます。届出の提出方法が、郵送でしたり行政書士さんだったりするので、なかなか聞く機会がないこともあります。ただ、気になる部分については、直接事務局で聞き取りも行っています。今後の斡旋希望なしの農地について、利用権設定等につきましては、農家台帳で確認をすることができるので、市外の相続人に聞き取る欄を設けさせていただき対応していきたいと思えます。</p>
議長	<p>これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、第29回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>
<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>	